

葉山町教育委員会 12月定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年12月16日(水)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室2
- 3 出席委員 教育長 返町和久
教育長職務代理者 鈴木伸久
委員 小峰みち子
委員 水沢 勉
委員 下位勇一
- 4 出席職員 教育部長 沼田茂昭
教育総務課長 虫賀和弘
生涯学習課長兼図書館長 中川禎久
学校教育課指導主事 梶浦いづみ、大黒貴文、松本美穂
- 5 議長 教育長 返町和久
- 6 書記 教育部長 沼田茂昭
- 7 開会 午前10時00分

(開会宣言)

教 育 長) それでは、ただいまから葉山町教育委員会12月定例会を開会いたします。

本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による定足数に達しております。したがって、有効に成立しております。

時刻は10時ちょうどです。

本日の日程について確認いたします。次第をご覧ください。

日程第1 前回会議録について、日程第2 教育長の報告事項について、日程第3 定例校長会議について、日程第4 議案第18号「葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第5 各課からの報告(教育総務課・第三次葉山町教育総合プラン(案)に対するパブリックコメントの実施について 学校教育課・葉山町立学校教職員ストレスチェック制度実施要綱の制定・新型コロナウイルス感染者発生対応について)、日程第6 その他。

以上でございます。会議次第について、ご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

それでは、会議録作成の都合上、質疑の際には挙手をお願いいたします。委員の名前を指名した後、ご発言をお願いいたします。

また、質疑をされるときには、何についての質問であるか、明確をお願いした

いと思います。

(前回会議録について)

教 育 長) 日程第1「前回会議録について」を議題といたします。

説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) それでは、11月定例会につきましてご報告いたします。

11月定例会の議事録につきましては、既に各委員の皆様には配付させていただいておりますので、内容については省略させていただきます。

なお、11月定例会は教育長及び教育委員の出席が5名、開会10時、閉会11時40分でございます。

以上です。

教 育 長) ご意見、ご異議等ございますでしょうか。

大きな修正もないということでしょうか。(「はい」の声あり)

それでは、ご異議なしと認め、前回会議録については、原案のとおり承認されました。

(教育長の報告事項について)

教 育 長) 続きまして、日程第2「教育長の報告事項について」を議題といたします。

私から報告いたします。お手元にある「教育長報告事項」という表題のペーパーには2件記載がございます。このうち定例校長会議につきましては日程第3で扱いますので、ここでは割愛し、残り1件について報告いたします。

その1件ですけれども、11月26日(木曜日)に始まり、12月11日(金曜日)に終わった町議会第4回定例会の概要についてご説明いたします。

資料1として、会期日程表、一般質問発言順序、教育委員会第一答弁を添付してございます。適宜ご覧頂ければと思います。

本会議の初日、11月26日(木曜日)、この日は、様々な議案が提出され、可決されておりますが、教育委員会関連議案は補正予算の一部だけでございます。教師用指導書に関する補正予算が組まれており、特に質問もなく、全体として可決されたということでございます。

その後、一般質問が2名の方からございました。最初が待寺議員でございます。待寺議員からは教職員のセクハラや性犯罪防止について、例の伊勢原市の教頭の懲戒処分に関連してご質問がございました。

それから、また、ヤングケアラーについて、直近で大きな新聞報道があったというふうに思いますけれども、そういったものを受けまして、10月の一般質問のさらに念押しのような形で質問があったかと思えます。

両方とも質問というよりも、私どもの姿勢に対する確認であったというふうに思

います。そのようにお答えしました。

その後、教職員の働き方改革から教科担任制の動向についてまで、やはり昨今の教育をめぐる様々な動向に関する確認のご質問を頂いたと、そのように思っております。

次に、2番目の一般質問、窪田議員でございます。いろいろなご質問を頂きましたけれども、冒頭に、なぜ神奈川県は教育関係の補助制度が遅れているのかというような質問がありまして、私を名指しでございましたので、特段の用意もなく、神奈川県は人口急増県で、社会資本整備も遅れていたし、同じように教育制度の整備みたいなのも遅れたのではないかという、簡単にそういうふうなお答えをさせていただきました。

個人的には実感として、私の子どもの頃から比べると神奈川県は人口3倍ぐらいになっていますから、その間にそれを補填するような税源となる産業発達があったかということ、当然追いついていないようなので、そういうことなんじゃないか、マクロ的にはそんなふうにいるということでお話ししたところでございます。

それから次に、コミュニティ・スクールへの取組が分かりにくいとか、小中一貫教育が進化すると、2校しかないということになるのかというふうな質問を頂きました。どちらに関しても、その場でできる範囲で簡単にお答えしたんですけども、どこか、やっぱり私たちの説明が行き届いてないところがあったのかというふうに思うところでございます。

コミュニティ・スクールについては、始まってしまえばやっていることはすぐにお分かり頂けるので、各校ごとに一応取組が行われるわけですから、そんなに難しくはないと思いますが、小・中一貫教育のことに言っていると、いろいろな事柄がやっぱり乱立しているところがあって、それは必ずしも私たちだけではなくて、国とか県のレベルでも乱立しているんじゃないかというふうに思います。小・中一貫教育については、これは連携教育とか接続教育とか、様々な言い方があって、そうすると、何がしか小学校と中学校が共同の取組をしていけば、それが全て含まれてしまうというふうなところがこの言葉の難点です。だから、私としては深化、深まるという言葉をいつも、できるだけ使うようにして、そういうところから一歩抜け出たところで新たな制度設計を考えるというニュアンスを込めているつもりですけども、なかなかそういうところがうまく伝わらなかったかと思います。そういうことで、深化していくと、それは制度上の小・中一貫校という仕組みに到達するんじゃないんですかというふうに私としては言いたいんです。そのことが1点です。

これは当日の答弁というよりも、今、改めて反省して、今後どのように説明していくべきかということをお話ししているわけなんですけれども、もう一つの難点というか、外形的な、例えば地理的とか空間的とか施設のとか、そういった意味での差異があります。一体型とか隣接型とか、それから分離型とか、どちらかという

空間的に建物が分離しているかどうかという、外形的な話です。そのことと制度上の小・中一貫校、あるいは小・中一貫教育が深まった形とは別の話なんです。極端に言うと、10 キロ離れた学校だって小・中一貫校という指定はできるんです。だから、制度上の様々な次元があるという話と、そういう施設の、空間的なのというんですか、その様々なバリエーションの話がどうも一緒くたになっちゃっているんじゃないかということに関して、私自身も反省しました。特に葉山は10 キロも離れていないので、10 キロ走るとどっか行っちゃいますから、葉山の場合。この狭い空間の中では、取りあえずの形として、今のような学校配置のままでもやることができる。教育内容が詰まってくれば制度上の小・中一貫校に指定することができるというふうに言いたいわけです。そのことをどこかでまた改めて、明確に説明する必要があるだろうなと改めて思いました。

ただ、連携型とか併設型とか、あるいは空間的な意味で分離型とか使うじゃないですか。区別しづらいです、用語そのものが。そういう難点なのかと思いました。

改めてこの場の確認ということになるかもしれませんが、制度上、存在する学校というのは、学校教育法上は、義務教育学校と小学校と中学校しかないわけでしょう。その義務教育学校までいかない段階で小・中一貫校と指定をするということは、法律上、中学校併設型小学校とか、小学校併設型中学校と書かれているはずなんです。だから、あれは併設型の小・中一貫校です。それは依然として、小も中も存在していて、そこに網をかけるというか、一つの網の中にくくり込んで、教育課程の特例も含めて、運用上そういう小・中一貫校にしよう。カリキュラムを法律上の特例にかけるのは結構重いことなので、それは通常の併設というイメージよりは深いものがあると思いますけれども、あえて言うとなると、義務教育学校か併設型の小・中一貫校か、あとは、ただ連携やっっているだけの小・中学校という、そういうことになるのかな。今言った例で言うと、上の2つが私どもが言っているところの小・中一貫校に当たるし、今後葉山ではその2つの形を追求していくべきか、そんなふうに思っています。

特に分かりづらい面、併設型の小・中一貫校については、きちっと説明する必要があります。逆に、それが小・中一貫校の名前に値するような内実を備えるために、カリキュラムを初めとした様々な連携事業の束が必要になってくるんです。そのことを、どうやって分かりやすく説明しようかって、今、自分の中では課題になっています。教育委員会事務局の話し合いの中で、整理した形のを私からもお示しできればと、今そんなふうに思っています。

窪田議員から、中学校給食についてのご質問も頂きました。現時点では様々な選択肢を検討中であるということでお答えしてございます。愛川町の視察の話も出ましたので、実際に視察した結果、いろいろと子どもたちにとっていい試みもあるけれども、施設のありようが葉山と違うので、全く同じように適用することは無理で

あるということはお答えしたところでございます。

翌日、11月27日の金曜日、本会議の第2日ということで、一般質問が5名の方からございました。

最初の伊藤議員からは、福祉文化会館の空きスペースで中学校部活はどうかとか、中学校体育館で結婚式はどうかとかというご質問があり、不可能ではないけれどもということで答弁したところでございます。

2人目、鈴木議員からは、水泳授業の現状と改革はというタイトルでご質問がありました。議員のおっしゃりたいことは、民間企業の参入を考えてみたらということだったかというふうに思います。

3人目、中村議員からは特にございません。

4人目の近藤議員からは、スポーツ推進計画について、様々なポイントに関わるご質問を頂きました。スポーツの施設整備計画は作らないのかとか、総合型地域スポーツクラブはちゃんとやれるのかとか、そういったタイプのご質問をいろいろ頂いたところでございます。

最後、5人目、荒井議員からは、南郷中学校の自転車通学についての現状と今後はというご質問で、将来的に下のほうに駐輪場ができないのかというふうなことをお考えだったかというふうに思います。

3日目、11月30日でございます。

最初の土佐議員は、中学校修学旅行をぜひ実施してほしい、既存のコース以外に、草津や那須も加えて検討してほしいというふうなご質問でございました。

続いて、2人目、金崎議員からは、10月議会のとくと同じように、ヨット事業に関するお尋ねがあり、保護者との話し合いをもっと精力的に進めなさいというふうな注文を頂戴したところでございます。

それから、中学校給食につきまして、一過性の措置は別として、選択肢を一本化するために、町民と意見交換をというふうなことをお話しでございましたけれども、今の段階はそういう時期ではございませんというようなことでお答えしたところでございます。給食センターを造るということに関して、基本ラインは維持しているわけですから、その前段に来る措置は、現段階の判断としては、みんな過渡的な措置だというふうに私は理解しています。そこに、根本的に変えてしまうんだみたいな話を混ぜこぜにするのは今の段階ではよくないと私は思っていますので、そこはきちっと整理していきたいなというふうに思っているところです。

続いて、山田議員からは、図書館や学校などの換気体制や網戸の設置についてをはじめとして様々な質問がございました。適宜お答えしたところでございます。

議員のご質問を通じて、私のほうの受け止め方の問題なんですけれども、こういうお尋ねがあったときに感じたことです。ローリングストックや防災メールについて、これを徹底するために学校でキャンペーンをしてくれないかみたいなことをお話し

やるわけです。時と場合によっては防災に関わる非常措置なので、学校をそういう伝達機関にすることは当然あり得ると思うけれども、でも、何でもかんでも学校を使うと的確に伝わるから学校でやってくれみたいなことを次々おっしゃられるのは、ちょっとお門違いというか、行き過ぎなんじゃないかと私は思っています。学校はそういう、町民への伝達のための機関ではないので、学校、破裂しちゃいます、そういう申し出を次々に受けていると。ということなので、キャンペーンはしません。防災教育の枠内で今言ったようなことを子どもたちに教育していければいいと思っ

ているということでお答えを済ませました。

ただ、こういった、学校でやってくれみたいな注文や依頼は、議会、本会議以外のところでも、様々な申し出がありますので、今言ったようなことを申し上げたいなど予め思っていたところがございます。

それから、いつでも遠隔授業ができる体制づくりをというようなお尋ねがあつて、それは不登校の生徒にも有効なんじゃないか。それは、一般的に言えばそのとおりです。いつでも遠隔授業ができる体制が絶対必要だということはよく、重々分かりますけれども、ただ、現状は、今ちまたで最先端でしなきゃいけないって並べられていることを、葉山でもやらないのかみたいにあぶつけられても、あまり葉山の教育を前進させる力にはならないんです。

現状は、例えばですけれども、春先から夏前にかけて動画配信授業をやりました。50人以上の教員が参加して、360本ほどの動画配信できた、これは葉山の歴史の中で確かに画期的だと思うんですけど、言い換えると、3分の1の教員しか参加しなかったということでもあるわけです。残りの100人は何してたかということです。いろんな仕事をされているわけだから、一方的に責めるみたいな言い方はできないけれども、でも、この事業に関することと言えば、参加できたのは半数以下だったって、これは歴然たる事実なんです。ゼロではなかったことを私たちはよしとするし、そのことを足がかりとして発展させていくけれども、まだまだ課題が多いということは、この数字だけ見ても明らかです。なので、まずは教員に対するICT教育研修みたいなことを徹底して、みんなが使いこなせるようになる、それも自分が使えるじゃなくて、子どもたちに教えられるようになる水準まで、相当多くの教員のレベルを引き上げることが大事なわけでしょう。そこからです、始まるのは。いつでも遠隔授業ができる体制づくり。もちろん、その研修の中でこういったことも、中身としてこういうふうにするというふうなことも当然出てくるとは思うけれども、そういう実情を踏まえないで、きれいごとをぼんとあぶつけられるのは、個人的に言うとう無理難題だなというふうに感じているということもお伝えしたいなと思っ

ているところがございます。

最後の飯山議員からは、特に教育委員会関連質問はございません。

今回の議会本会議は4日間だけでございまして、最終日は12月11日（金曜日）、

第4日でございます。委員会の審査報告等がありますが、教育委員会関連のものは、基本的にはございません。陳情を受けて国・県等への意見書の提出というふうな議案がありまして、教育に関わることで言えば、国・県への私学助成拡充を求める意見書、少人数学級推進を求める意見書、こういったものが採択されています。内容については、いつも出されていると言うと語弊があるかもしれませんが、国・県の制度上の不足みたいなことを私も感じていますので、こういった声が上がるのは当然と思いながら拝聴してきたところでございます。

議会は以上でございまして、教育長報告もこれで終わりにしたいと思います。

何かご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

私の受け止め方みたいなことを少し突っ込んでお話ししましたので、行き過ぎたところがあったかもしれませんが、ご質疑なければ、教育長報告事項については、これをもって終了といたします。

(定例校長会議について)

教 育 長) 続きまして、日程第3「定例校長会議について」を議題といたします。

まず、私から報告をし、他の連絡事項等については学校教育課の担当指導主事からお願いしたいと思います。

資料2として次第を添付してございますので、適宜ご覧ください。冒頭の教育長挨拶内容を概略ご報告いたします。

既に定例会等で報告済みの内容については割愛させていただきます。

今回は、特にこれだという具体的なテーマみたいなものはありませんでしたので、少し漠然とはしましたけれども、日頃教育に関わって感じているあることについて、自分の雑感みたいなことを、まず冒頭お話しさせていただきました。

そのきっかけになりましたのは、ナイキというスポーツシューズメーカーがこの間作ったコマーシャルです。新聞等でも報道されましたので、ご承知の委員さんもいらっしゃるかもしれませんが、結構長編のコマーシャルで、私は非常にいいコマーシャルだなと思って見てたんですけども。そこで描かれる、ラストシーンは登場した子どもたちがスポーツを通じて自己開放し、救われるというか、伸び伸びするという、そういうハッピーな話であるけれども、その子たちというのは、主に取り上げられていたのは、3人の子どもですけれども、1人は人種に関わる、要するに差別みたいなものを受けている子です。それからもう一人は、多分民族差別を受けているお子さんだと思います。それから、3人目は、ちょっと正体がはっきりしなかったけれど、おとなしめの、転校生ですか、いじめを受けている子です。その3人の子が登場して、様々な、いじめとか差別、あるいは偏見にさらされながら、最後にスポーツにたどり着くという、そういうコマーシャルだったんです。

当初、すごい評判だったらしいですね。でも、やがて、このコマーシャルに対す

る攻撃が始まるわけでしょう。SNS上で始まるわけです。そもそも日本には差別なんかないのにみたいなことを言う人は、これは現実を見たくない人なので、そういうのは論外として、それ以外のこのコマーシャルに対する批判で、私はそういうことずっと気をつけてきて、差別しないようにしてきた。なのに、日本人がみんなそうであるかのような描き方されるのは嫌だ、そういう反響が結構あったやに聞いております。この反響の仕方がとても日本人的だなというふうに思ったので、そのことを申し上げたわけです。自分がしてないなら、別にそんなこと気にする必要ないでしょう。私はしてません。でも、している人間がいると。あるいは制度上、そういうことを許す風潮があるということが分かれば、私とその人とは違う人間だし、個としてなるほどなと思えばいい話だけれど、そういうことを批判されると、何か自分自身が批判されているように感じちゃうらしいです。そういう感性というのが割と日本人的な感性なんじゃないかということなんです。全然自分にそれがないかといったら、自分にもあります、それはね。ゼロではありませんけれども、でも、私は別に、自分としてはそういうことをしないように努力してきた。不十分かもしれないけれど。それは私の生き方としてやってきたので、別に自分が一視同仁に全くくりに攻撃されているなんて全く思いませんけれども。

そのことをきっかけにして、前回少しだけ触れた鴻上尚史さんの岩波ジュニア新書ですけれど、「空気を読んでも従わない～息苦しさから楽になる～」という本の紹介をさせていただきました。鴻上さんはNHKの「COOL JAPAN」の司会をしていて、あそこでは日本にはこんないいものがあるでしょうということを山ほど、司会しながら紹介してる人なので、別に日本嫌いとかそういう人ではないんですよね。彼がそもそもイギリスに演劇関係で留学したときに、イギリスに行ったら先輩・後輩という秩序みたいなものはないっていうんです。そのことにすごくびっくりしたということを出発点にして、翻って、日本の学校みたいなところでは、何で子どもたちこんな息苦しいのか。あるいは彼自身が部活辞めちゃったりするわけでしょう、息苦しいから。そういうことが、なぜ日本では強く出現するのかということを説明しながら、子どもたちにそういうものから抜けていいよという呼びかけをしている本なんです。すぐに読めますので、私は気に入っています。

日本には先輩と後輩関係みたいなものを含めてなんですけれど、依然として世間というものが根強く残っているんじゃないか。世間というのは、社会とは相対的に区別されていていろんな意味でつながりみたいなものを、旧知の顔見知りの関係として持っているような、ミニ集団のことをいいます。一方、社会というのは、まさに日本社会という言葉に使われるように、会ったこともなければ、見も知らないけれども、潜在的なネットワークを持っている集団です。例えば東北地方で米やお酒を造っている人のものを私は飲んでるわけだから。そういう社会関係の中で、私たちはいろんな、多様な関係の中でも生きています。中間団体みたいなものがあっ

て、そういうのにも所属しているし、日本みたいな大きな広い社会にも帰属している、これ事実ですね。そういう多重的な関係の中で私たち生きているわけです。その中間団体がどういう性格を持っているかというところに、日本社会の特徴がある。

なるほどなって。最初、出だしのところを読んでいて面白いなと思ったのは、日本人は身近で知っている人が困っているときに、ものすごく助けるわけです。世界が賞賛するぐらい助けますね。でも、一方、道で、私なんかしょっちゅう駅でぶつかっていますけれど、ちょっとぶつかったり、荷物がぶつかっても、ああいうときに何の挨拶もしないで行き過ぎますね。あと、これはどうですか。電車の中で乳母車を連れて入ってきたお母さんみたいな人を、もしもそれが知っている人であれば、本当に喜んで、これでもかというぐらい助けると思うけれど、知らない人だとほとんどの日本人は、あ、大変だなときっと思っていると思うけれど、自分から声かけて助けようという人ほとんどいないですね。そういう関係のことを言ってるんです。日本では社会と世間が結構ずれを起こしているとか、世間という規範が強いんじゃないか。その世間という規範が生きているのはすごく身近な、顔見知りの集団なので、そこでは先輩・後輩とかという関係が強烈に生きてしまう、そういうことを言っているわけです。

別の言い方をすると、日本人にとっては世間という規範が強くて、もしかしたら日本社会全体についてもそういう世間みたいな見方があって、それでさっきのナイキの商業に対して自分が攻撃されているように感じちゃうのではないか、それは日本を一つの世間のようにつまえているからなんじゃないのかって、そういうふうには感じています。逆に、欧米人のある人間たちにとっては、そういう、狭いサークルみたいな集まりも、それも社会に近いものなので、一種の契約関係で入り込むわけでしょう。だから、嫌だったらすぐ辞めちゃえばいいわけです。でも、日本人の場合、顔見知りの先輩・後輩の間柄で、辞めるということもすごく大変です。そういうミニ集団と全体を包括する社会の中に二重的に生きている。空気を読むとか空気に従うとかっていう、あの言い方は、結局は世間規範が緩やかな形になって、支配している状態のことなんじゃないかというふうに提起しています。学校社会の中でとってもしやすい。今、学校社会と言ったけれども、学校世間なんです。というふうなことを語る説いています。

世間と闘うときに、よく、昔あったじゃないですか、戦後の文化的ルネサンスの時期に、欧米式の個を確立しようみたいな話ありましたね。それこそ明治時代から夏目漱石からあるわけですけども。そういう、きれいごとで個を確立して、社会に立ち向かう自立した人間になろうみたいな、ああいう呼びかけはやっぱ子どもにはつら過ぎるので、そういうことは自分はしないって、はっきり言っています。時には妥協しても構わないよとか、でも、時には本音を言ってみるとか、王様は裸だと。どんな例を挙げたかというところ、技術があって、上手な先輩には当然尊敬しま

すよね。でも、そうじゃない先輩に何で尊敬しなきゃいけないのかみたいなことがあって。先輩が何か変なことを言い出したときに、それはおかしいですよと、時には本音で言ってみたらみたいなことを言っているんです。そうするとみんな気がついて、何だ、無理に一気に飲みなんかする必要ないじゃないかって、すぐ分かるんじゃないか。それからあと、自分が脱出するための小さな世間をいっぱいつくって生きればということを書いていましたね。そんなことに触れてあって、とても実用的で面白い本です。

ただ単に欧米礼賛じゃないのは偉いなと思ったのは、その個を確立した欧米人と言われているその人たちの生き方、小さな世間で縛られない生き方は一見して自立しているようだけれど、実はあれはキリスト教的な、一神教的な規範のもとに生きていて、神様に叱られないようにする生き方をしてるから、小集団の規範よりもそっちのほうが強いので、個として生きてるように見えるだけなんじゃないかって、ちょっとクールなことも言っています。そっちの視点はあまり自分にはなかったもので、なるほどなと一つ感心しました。じゃないとコンプレックスになっちゃいますね。ずっと明治以来、日本のインテリがもってきたコンプレックスの再来になるなと思っていたので、そういうことも参考になったというところです。

この話をしながら、何を言いたいのかというと、広い意味でのスクールカーストとか、そういったものに立ち向かっていくという姿勢みたいなことを校長先生方と共有し、そういうことが学校の中で、先生方とか、そういうところに伝わっていくといいなと、そんなふうにしたところなんです。

これは、この本とは関係ないんですが、ナイキのコマーシャルと同じように、もう一つだけ自分の好みで付け加えさせていただいたことがあります。「桐島、部活やめるってよ」という映画がありまして、ご覧になってますか。あれも面白い映画でした。多分、スクールカーストをちょっとおちよくって作った面白い映画だったというふうに思っていますけれど。このタイトルになっている桐島って子は最後まで一回も登場しないんです。でも、バスケか何かでしたっけ。結構エースだったんでしょう。でも辞めちゃったんだよね。彼は辞めるという形で何とか部という世間から離脱したわけでしょう。だから、登場しないし学校も辞めちゃうわけです。それ以外に面白い子たちがいて、自分は部活に入らないけれどもものすごく上手で、外にあるバスケットゴールに向かって一人遊びやってる子とか、それから映画研究部に入って屋上で面白いことやっている子たちとか、いずれもスクールカーストから外れたか、外れようとしている子たち、その話がちりばめられた面白い映画なんです。最後にちょっと、無難に終わりがかったのかな。映画研究部の子たちが乱闘騒ぎを起こす、スクールカーストの上位者たちと乱闘するシーンで終わりますけれど。よかったらご覧になって頂けるといいのかな。ああいう隠然たるスクールカーストというか、スクールカースト的仲間社会が、日本にまだ強く残っているのでは

ないかという話をさせていただきました。あの本、学校の図書室にあって、みんなが読むようになるといいな、そんなふうに思うんです。

続いて学校だよりの話をしました。

上山口小学校だよりの11月18日号に教職員研修の話がありまして、横浜国立大学の太内教授がいらっしやいまして、校内研究、学校が掲げている校内研究テーマを、上手に、主体的・対話的な授業の話に結びつけて指導していただいたということになっています。校長からの紹介の文章の中ではICT利活用の話がなかったので、そこも足してもらいたかったと、それだけ付け加えました。

11月6日号に遡ってですけれども、読解力についての滝川校長の所感がありまして、井上ひさしの、日本語は単なる道具ではない、それは母語だみたいな、そういう引用があります。そのことに引っかけて、裏面全体を使って長い文章をお書きでしたので、そのことに対してちょっとコメントしました。私の考えとしては、日本語は道具でもあるというふうに思っていますので、道具の部分と、それから固有の、文化的な土壌を形成する、そういう部分と、やっぱり二重性を持っていると思うんです。子どもにどう説明するのか難しいけれども、そういうふうに理解しております。

あまりにも母語としてのかけがえのない固有性みたいなことを強調すると、日本語を、要するに道具として正確に理解するという、そういう部分の追求が甘くなっちゃうんじゃないかって、そういうことを懸念しているというお話をしたところで

長柄小学校だよりに関しましては、11月11、13、26日と、3号にわたって、職員アンケート、児童アンケート、保護者アンケートの説明がございました。その中、校内研究が充実化しているとか、主体的・対話的な学びが向上しているとか、あるいは、コミュニティ・スクールへの準備が向上しているとか、そういうことが紹介されていて、大変うれしいんですけど、一方で、毎号のように書かないとなかなか浸透していかないという、そういう苦しさも表現しているのかって、私が勝手にうがっているのかもしれないけれども、そういうことも併せてお話ししたところでございました。

一色小学校だよりの11月13日号と30日号です。ここでも授業力向上研修があり、保護者からの様々なサポートの話があるんですけども、こういったものはきちっと総括して、新しい教育への深化につなげてほしいというふうな希望をお伝えしました。

葉山中学校だよりの11月30日号には、2年生の起業体験プログラムの話がございます。企業を興すということですけどね。私も学校でやったことあるんですが、多様な資質・能力の総合的な育成には確かに役立つような面白い企画ではあると思います。

南郷中学校だよりの 11 月 6 日号では、コロナ差別について全校的な取組を展開した、そのことが結構丁寧に書き込まれています。子どもが書いた医療従事者攻撃についての感想文でありますとか、3年生の意見発表会で、絶対にやってはならない、感染者への非難に関する子どもたちのコメントとか、そういったものが載せられていて、これを全校でやったということであれば、何か非常にいい方向の取組が始まっているという気がいたしました。

続いて、事故・不祥事防止というテーマのところでは、いろいろなことをだらだら申し上げたけれど、一つ文部科学省の衛生管理マニュアルが改定されて、町の発生対応マニュアルも改定することになりました。後ほど学校教育課から報告があると思います。

それから、冬場の換気と寒さ対策の両立の話です。やっていくのは大変ですけど、事細かに丁寧にやっていきたいということです。

最後に、教員のわいせつ行為の話ですけども、この間捕まっちゃった教頭先生のような、ああいう特異犯みたいなものよりは、若い教員たちで、一生懸命子どもの面倒を見ていくことが、結果的に子どもたちの側にも恋愛感情みたいなものがあるという錯覚につながり、そこからセクハラに入っていくというケースが結構あるので、そのことに関する注意が重要ですよということを繰り返させていただいたところでございます。

第2部として、教育行政に関わる会議からの情報提供をいたしました。教育委員会定例会の話、総合教育会議の話、先ほど申し上げた議会定例会本会議の話ですが、全て重複しますので省略いたします。

以上、私からの校長会議での挨拶の概略でございます。

それでは、学校教育課から補足がありますか。梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 本日課長が不在のため、私のほうから2点補足をさせていただきます。

まず、卒業式についてですが、感染状況が現時点と同様であれば、感染防止対策を図った上で実施することを、小・中の校長会における協議の報告なども踏まえて確認をいたしました。

具体的な内容は次のとおりになります。まず、卒業生全員が体育館で実施すること。保護者などの参列は1世帯1名以内とすること。在校生の参加については3名以内とすること。来賓の方の参加はご遠慮頂くということ。それから、もし3月の緊急事態宣言時のような状況になった場合には、式を中止して、証書を郵送等するなどの対応も考え得ること。また、卒業式の2週間以内に、卒業生の児童・生徒で感染者が出た場合には、最終の感染者が出た後、2週間待たなくてはいけませんので、その限度を3月25日として延期をいたします。在校生に感染者が出た場合は対応マニュアルに沿った対応となります。

2点目は、新型コロナウイルス対応について、こちらは報告事項でもご説明をい

たしますが、文部科学省の管理衛生マニュアル「学校の新しい生活様式」が12月3日に改訂となりました。その主な内容は、換気の徹底と、発生者が出た際の臨時休業の扱いなどです。それに伴いまして、町の発生対応マニュアルも改訂し、校長会議で説明いたしました。

私からは以上です。

教 育 長) それでは、質疑があればお受けしたいと思います。鈴木委員。

鈴 木 委 員) さっきの教育長報告の中で、そのセクハラの部分だけちょっと聞きたい。昨日もNHKの「クローズアップ現代」で、30年前の教員の性暴力についてやってたんだけど、今現在、これがセクハラで、これは問題ということは教員に徹底できてるんだろう。

教 育 長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 学校は、教職員向けの通知やお知らせ、マニュアルなどの送付はしておりますし、やはり、例えば個別の面談をするときには複数対応をする、特に男性の教員が女子の指導を行うときにはドアを開けておくなどの細かい部分については、一人一人徹底をして、対応していると認識しています。

鈴 木 委 員) そのストレスとかね、そんなの全く理由にならないんだよ。だから、ストレスがたまって大変だから子どもたち触っていいとかね、何かしていいなんてこと、イコールにならない。そんなばかな話は通用しない。

それから、男性の感覚と女性の感覚ってかなり大きく違うということも、もう一回認識させてよ。肩にポンと手を置いたとかね、ポンと頭を叩くようなことって、僕らの時代、確かにあったんですよ。でも、学校指導で言うと、女の子からすると嫌悪感になるわけ。教師からされたらすごく大きな問題になるということをね、どうも女性の観点と男性の観点を物の見方が全く違うので、そのところをきちっと指導の中でやっていくと。

それから、今、NHKで昨日やってたようなことが常識的にあり得るとは思っていないんだけど、セクハラって、もう法律に触れる話で、それこそ、校長なんかね、被害者に担当教諭を告訴させるぐらいのね、そういう判断が必要だよ、極端に言えば。

いや、そういうような強い意志を持つ前にね、どれがセクハラで、どれをやってはいけないということが徹底できてるはずなんです。第三者委員会をつくらなきゃ解決しないなんて、僕はそんなふうに思っていない。僕が教育委員会でやってる間は、僕が直接本人と会って説明する。そんないちいち第三者機関なんか通さなくて、十分できる。

だから、男性と女性と違うという観点も含めてもう一回徹底しなきゃ駄目な状況なのかなというふうに俺はちょっと思っている。ただ、たまたま昨日、偶然NHKの「クローズアップ現代」を見てしまったから、こんなこと昔あったけど、今

はないだろうなと思いながら見てたんだけど。そのところ、やっぱりもう一回徹底する。もう今はちょっとしたことでも、男の感覚と女の感覚は違うということも踏まえてね、もう一回やっぱり徹底させてほしいなと。そうしないと、どうしても先生方からすると、親しいコミュニケーションの場だとかね、生活指導だみたいな、そういうばかげたことの話は成立しないんだよ。セクハラとか虐待に関してはね。そこをもう一回徹底していただきたいなというふうに思います。これはお願いなんですけど。以上です。

教 育 長) ほかに。小峰委員。

小 峰 委 員) 今の鈴木委員のセクハラに関わって、私も伺っておいたほうがいいかなと思います。私も現役時代に、自分の学校ではなかったのですが、体育の指導の補助に、教員が例えば背中を押すとか、お尻をぽんと持ち上げてやるとか、手や足を支えてあげるとか体に触れることがセクハラだと、ある児童の保護者から訴えられたというか、苦情が来たことがあったと聞きました。それ自体がセクハラだったかどうかというのは別にして、その場合、探っていくと、その児童がその男性の教師に対してちょっと屈折した感情があったということが発端だったようです。ほかの子たちを、かわいがる…かわいがるとっていいかわからないのですが、親しく接することがうらやましいという気持ち。ほかの子たちに対応するその先生の態度をうらやましがって、自分に気持ちがちゃんと向いてくれないと誤解していたことが、体育などでの先生の対応に不満として親に伝わり、4年生の子だったかと思いますが、親から体育のときの補助の仕方が女の子に対するセクハラじゃないかという、大変もめたことがあったということを知っていました。

今の時代は、セクハラ等の意識を高めることが重要ですが。例えば体育の指導に対して身体を触るということについても、教育委員会のほうから何か注意点などということをお伝えしているのでしょうか。私が、自分が校長しているときは、子どもに、「先生は体を支えてあげるけど、やってもいいかな。」というようなことを確認してからやるようにということは伝えていましたけれども、指導上どうしても身体的な接触がある場合に、何か教育委員会として教員にこの点は注意するようというアドバイスのような、統一した見解みたいなものをお伝えしているかどうかを伺いたいと思います。

教 育 長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) セクハラに関しましても、県の作成する不祥事防止啓発点検資料の周知徹底について、校長会議などでお話しさせていただいております。

小 峰 委 員) 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長) ほかに。よろしいですか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、以上、日程第3定例校長会議についてはこれをもって終了といたします

す。

(議案第 18 号)

教 育 長) 続きますて、日程第 4、議案第 18 号「葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 18 号 葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。令和 3 年葉山町議会第 1 回定例会において、葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る議決を経ることについて、異存がない旨を申し出るものとする。

(別紙)

令和 2 年 12 月 16 日提出

葉山町教育委員会
教育長 返町和久

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき、「葉山町学校運営協議会」を設置する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提案するものです。

詳細説明は担当課より行います。

教 育 長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) お願いします。

別紙 1 枚目につきましては、附属機関として、町立学校 1 校につき委員を 15 人以内とする学校運営協議会を設置するというものになります。

また、2 枚目につきましては、その学校運営協議会の委員の報酬につきまして定めさせていただきました。

現時点の進捗としましては、令和 3 年度の南郷中学校学校運営協議会委員の選定を進めております。11 月時点で、地域、保護者、学校の代表者、10 名程度の委員に内諾を得ております。

また、学校運営協議会の設置及び運営に関する規則についても現在策定を進めているところです。

以上です。

教 育 長) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑おありの方は挙手をお願いします。鈴木委員。

鈴木委員) ちょっと聞きたいんだけど、今回の新設の協議委員会委員さん、月額 2,000 円になっているよね。ほかの委員は、我々の場合 9,000 円。この違いって、何を基に。人数が多いから。

教育長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 人数ではなく、学校運営協議会の設置の考え方が、他の会議と異なっておりまして、県内の自治体の設定額もおおむね年額で1万円程度の設定になっております。協議会のコンセプトは、必要に応じて適宜開催をし、学校の運営に関わる協議を行うということであり、委員報酬についても委員に就任したことに対して支払うものであって、回数を問うものではないと考えております。今回は、他の自治体を参考に、年額で設定した額を葉山町の考え方に合わせて月額に換算したため、月額 2,000 円となっております。

鈴木委員) 僕は金額が安いから困る云々というんじゃないんだけど、僕、青問協の委員をやったことあるんだけど、僕が青問協で出るのは年に2回ぐらい。1回 9,000 円ですよ。それからすると、この月額 9,000 円というの、僕は単純に自分の経験からいくとね、運営委員会での委員さん、2,000 円はむしろ安くて、逆に青問協の 9,000 円は高過ぎるんじゃないかという印象があるけどね。今現在改定する話じゃないけど、僕感覚から言うと、運営委員会の委員さんのほうが大変なんじゃないかなという感じがちょっとするんで。ましてや、いろいろやらなきゃいけない。青問協の場合も、大変じゃないとは言わないけど、実際の協議の部分というのはよく2時間ぐらい取っているけど、それから思えばね、一人一人の委員さんにかかる負担は青問協の委員さんのほうが少ないような気がする。だからといって上げると言ってるんじゃないけどね。やっぱり将来何かあったときに、こういう部分を整理して、このいじめ問題協議会の委員さんとか協議会委員さんの部分とほかと分けているのは、いろいろ事情があるんだろうと思うからね、やっぱりこういうのそろえてね、必要のない部分については逆に下げていくというようなことも必要なんじゃないかなと思ったんでちょっと質問しました。別に今しろというんじゃないで。

教育長) ほかに、質問ありましたらお願いします。下位委員。

下位委員) 学校運営協議会の委員を指名するのは葉山町教育委員会かと思います。どのような部分に注意して選定されているか、もしありましたら教えてください。

教育長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 現在作成中の規則では、委員についての委嘱は教育委員会ですが、学校長の推薦などがある場合には、学校長から意見を聴取した上で判断するとしております。

今回につきましては、南郷中学校をパイロット校として立ち上げる年になりますので、学校長を支えながら、学校の教育方針を支援していただくために学校教育活動のある程度理解している方、地域のことに詳しい方ということで、町内会で長く活動されている方や教育関係の経験のある方、また、PTAにつきましても、P

TAの代表者として実績のある方などを選定打診をしているところです。また、喫緊の教育課題としてICTの活用がございまして、そちらにたけた方の選定も進めているところです。ただ、初年度については、なるべく必要最低限の人数でと考えております。以上です。

下位委員) ありがとうございます。

教育長) ほかにご質問ございますか。よろしいですか。水沢委員。

水沢委員) 確認させていただきたいのですが、必要最低限の人数というのは、具体的には何人ぐらいなのですか。

教育長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 附属機関の条例では15名以内となっているのですが、現在は10名程度の委員でスタートをして、必要な人材につきましては、都度委嘱をしようと思っております。

水沢委員) ありがとうございます。

教育長) ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

では、質疑がなければ、これにて終結いたします。特にご意見よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号についてお諮りしたいと思います。承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第18号「葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例及び葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認されました。

(各課からの報告)

教育長) 続いて、「各課からの報告」に入ります。

まず、教育総務課、お願いします。沼田教育部長。

教育部長) それでは、第三次葉山町教育総合プラン(案)に係るパブリックコメントの実施について、資料に沿って説明いたします。

第三次プランについては、令和元年度、町の関係部課長及び学校長の代表からなる葉山町教育総合プラン検討会を設置し、約1年をかけて素案を作成いたしました。令和2年度になり、この素案を基に、葉山町教育振興基本計画策定委員会を開催しております。コロナの影響により、当初の予定より遅れての開催となりましたが、令和2年7月6日に第1回、9月3日第2回、そして第3回目を11月16日に開催し、この時点で策定委員会としての答申をまとめ、委員長から教育長に提出されております。

なお、11月18日の総合教育会議において、第三次プランの骨子を協議し、共通理解を図ったところでもあります。

本日の定例会では、策定委員会から提出された答申をもとに、教育総合プラン（案）としてパブリックコメントを実施する旨、承認を得たいと考えております。

今後のスケジュールは、明日17日から来年1月14日の間にパブリックコメントを実施、令和3年1月定例会でパブリックコメントの対応を含めたプランについて事務局から説明するとともに、教育委員各位の意見を伺い、2月定例会で承認されることを目指しております。では、内容について概要を説明いたします。

まず、検討会でまとめられた素案を基に、事務局からの修正提案を含め、策定委員会で協議された主な見直しのポイントは、新型コロナウイルス感染症に関すること、感染症や災害を含めた危機管理体制、SDGs、GIGAスクール構想、またそれに伴うICT教育に関すること、コミュニティ・スクールや小中一貫教育、学校給食センター事業が新型コロナの影響により停止していることについて、教育相談体制の充実の記載、生涯スポーツ活動の推進と葉山町スポーツ推進計画についての記載、図書館あり方検討会を踏まえた記載について、また、全体的に分かりにくい用語の注釈について、主にこういった内容で協議されております。策定委員会では多くの意見が出され、それぞれの意見に対して事務局内で整理した上で、その都度反映させ、さらに協議を進める中で答申がまとめられ、お手元の案として、これからパブリックコメントを実施したいと、そのように考えております。

それでは、第1章、第三次教育総合プラン（案）第1章の1ページをご覧ください。第1章では、計画の位置づけ、計画期間について記載しております。特に計画期間では、第四次葉山町総合計画後期基本計画の計画期間に合わせ、令和3年度から6年度までの4年間としております。

続いて第2章では4項目について記載しております。3ページをご覧ください。ここでは、新型コロナウイルス感染症に関する課題をまとめております。4ページ、ここは副題をマクロ的課題としました。ソサエティ5.0、SDGsなど、社会全体として取り組むべき、または解決すべき課題について、教育現場においてもしっかりと理解し、施策の見直しを進めることが必要であるとしております。

続いて8ページをご覧ください。第二次葉山町教育総合プランの実績と評価では、当該プランの機能や構成など、プラン全体に係る実績等を整理し、個々の施策の実績は、点検評価で整理するとしております。

続いて11ページをご覧ください。町との連携強化、施策の一元化となっております。町長部局と連携が不可欠な項目として、新型コロナウイルスを含めた

災害対応、みんなの公共施設未来プロジェクト、教育と子育て施策、生涯学習環境、都市公園についての記載をしております。

続いて、第3章葉山町の教育の目指すところ、14 ページになります。基本理念、基本目標については、第四次葉山町総合計画の基本理念と基本目標を引き続き共有いたします。

15 ページをご覧ください。ここから 22 ページのプランの体系については、11 月 18 日の総合教育会議での協議題となったものですので、省略させていただきます。

次に、第4章になります。第4章の1は、基本目標1における基本施策と方針についてまとめており、主に教育総務課と学校教育課が所管するものとなっております。まず、25 ページ、基本目標1。未来につながる教育施策の推進では、小中一貫教育について、計画期間内において中学校区ごとに連絡協議会を設置することなどを記載しております。次に、学校運営協議会いわゆるコミュニティ・スクールについては、令和3年度南郷中学校からスタートし、順次設置することとしております。

27 ページ、基本施策の2、新しい時代に必要となる資質・能力の育成。ここでは新学習指導要領のテーマに従い、学びづくりの推進や町費教員等の配置に加え、今年度整備を進めている、いわゆるGIGAスクール構想を踏まえた上で、情報教育の推進を記載しております。

続いて 29 ページをご覧ください。基本施策3、豊かな心の育成。ここでは、葉山町いじめ防止基本方針の徹底など、いじめや問題行動に関することや、不登校への対応、総合的な学習の時間等を活用した情操教育の充実を記載しております。

続いて、31 ページをご覧ください。基本施策4、健やかな体の育成では、児童生徒の健康、体力づくりの推進に加え、学校給食・食育について記載をしております。なお、学校給食に関しては、18 ページの重点取り組みの中で、コロナ禍における考え方を表記しております。

続いて 33 ページ、基本施策の5、多様なニーズに応じた支援の充実では、一次支援としての学校における未然防止、二次支援としての早期発見・早期対応、三次支援としての個別的な支援に整理し、学校が行う一次支援以外の二次支援、三次支援について記載しております。

次、35 ページをご覧ください。基本施策の6、働きやすい環境づくりと指導体制の充実。ここでは既に取り組みを始めている教員の働き方改革の更なる推

進や研修の充実に加え、教育委員会と学校間の連携を深めるため、各種会議体のあり方を見直します。

次に 37 ページをご覧ください。基本施策の 7、学びを支える学校環境の整備。ここでは老朽化が進む学校施設について、みんなの公共施設未来プロジェクトとの関わりなど、主にハード面の記載の施策を記載しております。

以上、第 4 章の 1、主に教育総務課と学校教育課が所管するものについての説明となります。

次に、第 4 章の 2、基本目標 2 における基本施策と方針についてまとめてあります。主に生涯学習課が所管するものとなります。41 ページをご覧ください。基本施策の 8、生涯学習の振興。ここでは従来から進めている学習機会の充実などに加え、コミュニティ・スクールにも関連した地域学校協働活動推進員の配置、また放課後子ども教室の一体的な実施について記載しております。

43 ページをご覧ください。基本施策の 9、青少年の育成。ここでは、様々な体験活動や学校間・異学年の交流機会を通して青少年の健全育成を図ります。

次に 45 ページをご覧ください。基本施策の 10、生涯スポーツ活動の推進。ここでは総合型地域スポーツクラブの創設支援など、今年度中に策定を予定する葉山町スポーツ推進計画を念頭に入れた施策を展開します。

続いて 47 ページ、基本施策の 11、芸術・文化活動の振興と文化財の保護活用。ここでは、本町の豊かな芸術・文化活動や貴重な文化財に触れる機会を提供するとともに、しおさい公園・博物館の整備・活用を図ります。

続いて 49 ページ、基本施策 12、図書館サービスの充実では、町立図書館在り方検討委員会において、審議が進んでおり、本年度中に答申が出されますが、第三次プランではその答申の中間的な内容を踏まえ、記載のとおりの方針を示しております。

以上、第 4 章 2 の説明を終わります。

次に、51 ページ、第 5 章、ここでは今後の小中一貫教育、コミュニティ・スクール、学校施設の再整備など、教育施策の転換期に対応するため、教育委員会事務局内の連携や効果的な P D C A サイクルの必要性を記載いたしました。

最後に、資料編としてプランの検討会、策定委員会、それぞれの要綱、規則等を添付しております。

大変簡単ではございますが、説明は以上で終わります。繰り返しになりますが、この案をもって明日からのパブリックコメントを実施したいと考えております。よろしく願いいたします。

教 育 長) 今、概略の説明を頂きました。これをもってパブリックコメントに臨みたいということでのよろしいわけですね。

私からの確認ですけど、委員さん方からの意見をさらに受け付ける場の設定はございますか。

教育総務課長) ご意見があれば、教育総務課のほうにご連絡をいただければと思います。

教 育 長) 最終的には2月か3月に付議事項でこれを採択していただくということでのよろしいですか。

教育総務課長) はい。2月の定例会でお願いしたいと思います。

教 育 長) 特にご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、次にまいります。学校教育課、お願いします。梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 2点お願いします。まず、学校教職員ストレスチェック制度実施要綱の制定についてです。今年度、この実施要綱を策定し、11月30日から12月13日の期間で、任意によるウェブ回答でのストレスチェックを実施いたしました。対象者につきましては、基本的には県費の教職員となりまして、今年度の対象者は小学校130名、中学校64名となっております。また、最終の回答率につきましては、小学校が60.8%、中学校が67.2%です。さらに、その中の高ストレス者が小学校では6名、中学校では5名おりました。今後この中の希望者につきましては、医師による面接指導を行います。その調整などは学校教育課の担当が行うことになっております。以上です。

続けてよろしいでしょうか。

教 育 長) どうぞ。

学校教育課指導主事) 新型コロナウイルス感染者発生対応についてお願いいたします。

校長会議のところでもご報告したとおり、12月3日の国の方針の改訂を受けて、12月8日に町の対応マニュアルを改訂いたしました。臨時休業についての考え方を、「臨時休業については発生者が出た段階で直ちに行うのではなく、教育委員会が保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討して判断する」といたしました。消毒につきましては、全て業者に委託するわけではなく、保健所や学校薬剤師等と連携をして、必要な範囲を確定し、その消毒を行うこととしております。また、感染予防のためのマスクの効果、着用の徹底についても、再度確認をいたしました。以上です。

教 育 長) では、分けてやりましょう。最初にストレスチェックについてご質問ございますか。鈴木委員。

鈴木委員) 回答率、6割という数字は多いわけじゃないよ。8割とかね、100%は無理に

しても、8割以上の回答をよこさないというのは、教師は何考えてるんだよ。

学校教育課指導主事) 実施率の中間報告が出た段階で、担当のほうから回答率の低い学校等に連絡をさせていただいたのですが、今年度はこのような結果になっております。

鈴木委員) もっと、学校長たちも真面目に考えろと。やっぱりね、それはアンケートをとるのにそれなりの理由があるわけですよ。ストレスだとか、そういう問題があつての県教側の考え方もあるんだろうし、趣旨をよく校長、教頭たちも確認したらね、アンケートとるときには6割幾つなんていう数字はならないよ。出さない人が多すぎるよ。もっとね、自分たちのためでもあるわけだから。早くいろいろいろなことが分かれば、対応というのは後でできるわけだから、もっと校長たちにも、今回はしょうがないけどね、最低でも8割の回答をよこさなければ、調査なんかならないんだよ。そこをもう一回ね、厳しく校長たちに話をする機会があつたらしておいてほしい。これは教育長にお願いする形になるけどね、お願いします。

教育長) ほかに。小峰委員。

小峰委員) ストレスチェックを受けた結果、面接指導が必要な方がいた場合、面接はお医者さんがなさってくださるわけですがけれども、どのような医師の方、どのような指定された方なのか。教育委員会が決めていらっしゃるのか、あるいは対象者が自分で探して受診するのか、どのように決められているのかということがまず1点。

それから2点目は、ストレスチェックの結果、休養とか休暇が必要だと判断されて休職になった場合、メンタル面での休職になった場合の復帰の条件というのは、ストレスチェックを受けてなくても、そういう鬱状況になって休職されている方もいるかと思うんですけれども、今現在、葉山の中ではそういう方の復帰の条件というのはどのようになっているのか。あるいは、葉山独自でその勤務条件を決めているのか、あるいは県レベルでそういうメンタル面での休職者の復帰の条件というのが決められているのかどうかを伺いたいと思います。2点です。

教育長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) まず1点目につきましては、指定した病院がございます。ストレスチェックの段階から関わっている、東京にある関東中央病院が、高ストレス者の面接指導についても、引き続き担当していただくこととなります。日程調整等につきましては学校教育課のほうでさせていただくことにしております。

それから、2点目につきましては、県が定める条件に基づき、年度末に医師に

よる面談を行ったうえで復帰を決定しております。

小峰委員) はい。ありがとうございました。

学校教育課指導主事) お願いいたします。

教 育 長) ほかにございますか。

では、2点目のコロナウイルス発生対応について、改正したという報告になります。

よろしいですか。これについてはそういうことが発生したという、一種の非常事態が起きたときには、即これに基づいて対応することになると思いますので、それについてご確認いただければと思います。内容的には、全体としては弾力的な方向にシフトしたということになるかと思います。

それでは、ご質問がないようでしたら、これにて各課からの報告を終了いたします。

(その他)

教 育 長) 続きまして、日程第6「その他」についてを議題といたします。

委員さん方、何かございますでしょうか。鈴木委員。

鈴木委員) 虫賀課長、これ南中のことと言ってたんだけど、まず、上がってきて入口に行く前のところで、ほとんど全部全滅。マツクイムシ。見てないか。少なくとも、6本か7本ある。下から上がってくるとね。もうほとんど枯れてる。多分、松自体、全部だめだと思うけどね。入口に入るところの駐車場の脇、入ってすぐのところ、そこがね、1本と、もうちょっと脇にもう1本。せめてあれ、3月末ぐらいの卒業式のときまでに切ろう。どうだ。

教育総務課長) 南郷中の松の木に関しては、ご指摘いただいて、かなりの本数を環境課の予算で抜木しています。その際も、全て現地確認をして、一つ一つの切る切らないの選定にも我々教育総務の職員が常に立ち会っているので、恐らく今、さらにというご指摘があれば、我々が抜木を指示した際にはある程度残そうとした木が、さらに被害を受けているのかなというふうに思いますので、改めて現地を確認いたします。

鈴木委員) 虫賀課長の言われるとおりだと思う。あれは多分残そうと思った。結果的には駄目。ほとんど、上から見た限り、1本ぐらい残せるかなという程度で、あと七、八本駄目だよ。僕が見て。特に入口のところの2つはね、完全に枯れているので、あまり格好よくないな。何とか切るなりして。

教育総務課長) すぐに確認して対応します。

鈴木委員) すみませんが、あまり格好よくないなということで、特に入口の2本が気になっているもので、どちらにしてもマツクイムシになった場合は、虫賀課長のほうが詳しいんだけど、もう再生はないから。だから、やっぱり環境課と相談してね、できれば卒業式の前ぐらいまでには切りたいなと。どんなに遅くても。ちょっと協力を依頼していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長) ほかに。水沢委員。

水沢委員) マツクイムシ、今年葉山町内、被害が多かったように何となく感じているのですが、実際どうだったのでしょうか。もしそうだとすると、原因分析なんかはされているのでしょうか。

教育総務課長) 我々もニュースになって、木が枯れている、ナラ枯れみたいなニュースを耳にしている、学校でもですね、長柄小学校のように大きな道路に接している場所などの倒木が心配で、山の中を確認に行っております。今のところ、そういう被害はあまり見受けられないかな。ただ、一方でリスの被害で、皮をむかれているような木が何本かあるので、時間がたつとそういう樹木が倒れる可能性は十分にあるかなと。ただ、何分、葉山の小学校・中学校、山を背負っている学校が多いので、そのあたりに関して、全体的に山をどうするかというのは森林関係の予算がですね、産業振興課というところにあるようなので、そういったところの予算というか、財源をですね、確保しながらというのが一つあるかなと思います。

それから、生涯学習課が管理しているしおさい公園も、やはりそういうニュースを受けて、生涯学習課のほうで調査をしていただいて、やはり被害といいますか、そういう実害が葉山にもあるかなというところは確認できています。全体とすると、学校に限らず、町全体の町有地も含めた対応になると思いますので、今後町全体で少し議論していくのかなと承知しています。

教育長) 何か追加ありますか。

生涯学習課長) すみません、今言われたように、神奈川県内全体でですね、ナラ枯れの被害が多く出ております。それについては特定の、これがというのはないようなので、例えば木を伐倒した場合だとか、燻蒸してその場に置いておくとか、そういった措置が必要になるというふうに聞いておりますので、予算的なものが必要になってくるのかなというふうには思っております。

教育長) よろしいですか。

水沢委員) はい、ありがとうございます。

教育長) ほかにございますか。下位委員。

下位委員) 総務課でしょうか、学校教育課でしょうか、伺いたいのですが。G I G Aスクールの伴いまして、6校に無線LANの工事をすると思いますけれども、この完了予定時期が既に出ていましたら教えてください。

もう一つ、端末をこれから導入することになると思いますけれども、こちらも納入の予定時期が出ているようでしたら教えてください。以上です。

教 育 長) 大黒指導主事。

学校教育課指導主事) まず端末の納入時期に関しては、令和3年3月末になります。校内LANに関しては、来年2月には完了すると聞いております。

教 育 長) よろしいですか。

下位委員) はい、ありがとうございます。

教 育 長) ほかにはご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、ないようでしたら、最後に主な行事予定について、説明をお願いしたいと思います。沼田教育部長。

教 育 部 長) それでは、主な行事予定です。

12月23日(水)小中一貫教育在り方検討会議。

28日(月)仕事納め。

令和3年1月4日(月)仕事始め。

ただし、それぞれ式を行うものではありません。

6日(水)定例校長会議。

7日(木)湘三管内教育長会議。

11日(月)第73回葉山町成人式。

20日(水)定例教育委員会(予定)。

24日(日)葉山町民駅伝大会となっております。

次回は20日を予定しておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。では、20日の10時ということで、よろしく願いいたします。以上です。

教 育 長) 町民駅伝大会のことで、報告することありますか。

生涯学習課長) 町民駅伝大会については、例年と違いまして、来賓等は一切なしと。あと、一色小学校の中も選手以外は入れないというふうに聞いております。

教 育 長) あと、よろしいですか。では、行事予定は以上のおりでお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。時刻は11時27分です。お疲れさまでした。